

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年5月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2300331号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2400006号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成25年12月10日は16万6,000円、平成27年12月10日は60万2,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月10日及び平成27年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成25年12月10日及び平成27年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月
② 平成27年12月

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間①及び②の標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間①及び②に係る期末勤勉手当支払明細書(写)を提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者及びA社から提出された期末勤勉手当支払明細書(写)(以下「賞与明細書(写)」という。)により、請求者は、当該期間にA社から賞与(16万6,023円)の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額より高い標準賞与額(16万7,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②については、請求者及びA社から提出された賞与明細書(写)により、請求者は、当該期間にA社から賞与(61万4,345円)の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額より低い標準賞与額(60万2,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準賞与額については、賞与明細書（写）において確認できる賞与額から16万6,000円、請求期間②の標準賞与額については、賞与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から60万2,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、事業主の回答により、請求期間①は平成25年12月10日、請求期間②は平成27年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月10日及び平成27年12月10日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年12月20日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300342 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400007 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成 30 年 12 月 25 日の標準賞与額を 100 万円から 150 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 12 月 25 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和 2 年 1 月 24 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和 2 年 1 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 2 年 1 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 30 年 12 月 25 日
② 平成 31 年 1 月 25 日
③ 令和 2 年 1 月 24 日

私は、平成 26 年 4 月 1 日より、A社に役員として在籍し、請求期間①、②及び③に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険の手続を委託していた社会保険労務士事務所の手違いにより、賞与支払届の金額相違及び届出漏れがあったことが今年になり発覚し、その後遅れて届出を行ったため、厚生年金保険の記録では、請求期間①及び③は、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になってい

る。

調査の上、請求期間①及び③に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。
また、請求期間②が誤った記録となっていないことを、厚生局に確認してもらいたい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された賞与明細書(写)、請求期間①から③までにおいてA社から給与計算を委託されていたB社から提出された給与所得退職所得に対する源泉徴収簿(写)、賃金台帳(写)及び賞与明細書(写)(以下「賞与明細書(写)等」という。)並びにA社の事業主回答により、請求者は、当該期間において、同社から、オンライン記録により確認できる標準賞与額100万円を超える標準賞与額150万円に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から、厚生年金保険法で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間①において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、社会保険の届出事務などは社会保険労務士事務所に委託しており、当該社会保険労務士事務所が誤った内容の賞与の届出を行ってしまったが、請求期間①当時、そのことを認識していなかった旨回答している上、日本年金機構は、平成30年から令和2年において、A社における社会保険料の滞納の事実はない旨回答していることから、意図的に誤った届出が行われたものではないことが考えられる。

また、前述の社会保険労務士事務所は、当時の担当者が、何らかの誤認により、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)の金額相違が生じたと思われる旨回答している上、請求者は、請求期間当時、社会保険業務に関与していなかった旨回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月25日に係る賞与について、請求者の標準賞与額を100万円から150万円に訂正する賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和4年11月7日受付)し、請求内容どおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間③について、賞与明細書(写)等及びA社の事業主回答により、請求者は、当該期

間において、同社から、標準賞与額 150 万円に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から、厚生年金保険法で定める標準賞与額の上限額である 150 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間③において同社の代表取締役であったことが確認できるが、前述のとおり、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年1月24日に係る賞与について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和4年11月2日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準賞与額は、既に厚生年金保険法で定める標準賞与額の上限額である 150 万円として記録されていることから、厚生年金特例法による記録の訂正は不要である。